

次期龍ヶ崎市教育プラン策定基本方針（案）

令和3年5月
教育委員会教育総務課

1 龍ヶ崎市教育プランの概要

(1) 現行の龍ヶ崎市教育プランについて

- ・ 龍ヶ崎市教育プランは、本市教育分野のマスタープランとして位置付けている。
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）と，教育基本法に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の2つで構成
- ・ 計画期間は，平成29年度から令和3年度までの5年間

(2) 教育大綱と教育振興基本計画の概要

	教育大綱	教育振興基本計画
根 拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3 地方公共団体の長は，教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	教育基本法第17条第2項 地方公共団体は，前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
策定義務	義務付け	努力義務
策定主体	首長 （総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体（教育委員会）
内 容	教育等の振興の総合的な施策の方針	教育の振興のための具体的な施策

2 現行の龍ヶ崎市教育プラン策定後の教育分野における動向や課題

(1)教育環境の変化

- ・龍ヶ崎市教育プランに定める基本方針に基づき、「龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」を策定（平成30年3月）
 - ⇒令和2年度から、龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」をスタート。当面は、施設分離型での小中一貫教育を推進することとし、将来的に施設一体型小中一貫校の設置を目指す方針
- ・教育環境の一層の向上を図るため、愛宕中学校と城南中学校の統合を決定（令和4年4月統合）
- ・教育内容の変化
 - ⇒学習指導要領改訂（小学校における英語教育、道徳の特別教科化等）、GIGAスクール構想への対応等
- ・小学校の少人数学級化
 - ⇒令和7年度までに1学級35人へ段階的に移行
- ・インクルーシブ教育の広がり
 - ⇒市内小中学校の特別支援学級に通学する児童生徒の増加。それに伴い、障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流する機会も増加
- ・教職員の多忙化解消に向けた働き方改革の意識の高まり

(2)社会環境の変化

- ・少子化の著しい進行
- ・価値観やライフスタイルの多様化
 - ⇒SDGsの普及、外国人増加に伴う異文化共生、LGBTの広がり
- ・情報通信技術の普及
 - ⇒スマートフォンを所有する等、インターネットに触れることができる環境を持つ児童生徒が増加。それに伴い、コミュニケーションや遊びもオンラインで行う機会が増え、関連するトラブルも増加

(3)新型コロナウイルス感染症への対応

- ・学習方法、学校生活、学校行事の実施方法に大きな変化
- ・生涯学習や文化芸術に関する事業の中止・自粛

3 次期龍ヶ崎市教育プラン策定に当たっての考え方

(1) これまでの教育施策の総括と様々な環境の変化に対応した計画作成

- ・現行の教育プランの成果・課題の整理
- ・現行の教育プランの策定後、教育環境、社会環境、新型コロナウイルス感染症への対応など、教育分野を取り巻く状況が変化。それぞれの実態に即した計画作成

(2) 多様な意見を取り入れた計画の策定

- ・様々な市民参画の機会の確保
- ・教職員等の現場の声を反映

(3) 関連計画との整合性を確保

- ・今年度から本格的な策定作業に入る次期最上位計画との整合を図りながら、一体性を持った計画を策定
- ・国の次期教育振興基本計画（第4期）の策定作業を注視して内容を参酌しつつ、本市の実情に応じた計画を策定

4 次期龍ヶ崎市教育プランの概要

(1) 現行の龍ヶ崎市教育プランの計画期間延長

- ・ 現行の龍ヶ崎市教育プランの計画期間は令和3年度まで
- ・ 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間も令和3年度までであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次期最上位計画の策定を先送りし、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの計画期間を9か月延長することを決定
- ・ 次期龍ヶ崎市教育プランは、次期最上位計画との整合を図るとともに、令和5年度からスタートする予定の国の第4期教育振興基本計画の内容を参酌しながら策定作業を進めるため、現行の龍ヶ崎市教育プランの計画期間を1年間延長

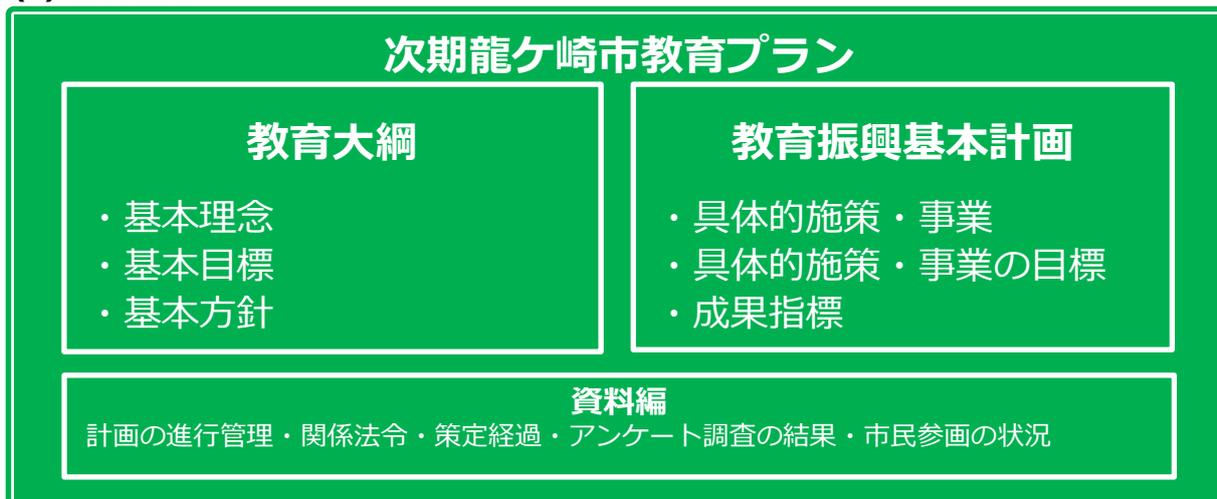
(2) 次期龍ヶ崎市教育プランの計画期間

- ・ 教育大綱が対象とする期間について法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年間であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年間であることから、4～5年間程度と想定されている。
- ・ 教育振興基本計画の計画期間について基準等はないが、国の教育振興基本計画の計画期間が5年間であることから、5年間とする地方公共団体が多い。
- ・ 次期最上位計画の計画期間は令和5年1月から令和13年3月までとした上で、中間年度に見直しを行い、前期4年・後期4年の計画を策定することを予定している。
- ・ 次期龍ヶ崎市教育プランの計画期間については、次期最上位計画の計画期間に合わせ、令和5年4月から令和13年3月までの8年間とし、中間年度に見直しを行うものとする。

(3) 次期龍ヶ崎市教育プランの計画期間と関連計画の計画期間

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国	第3期教育振興基本計画 (H30～R4)				第4期教育振興基本計画（予定） (R5～R9)								
茨城県	茨城県総合計画 (H30～R3)			次期茨城県総合計画（予定） (R4～R8)									
	いばらき教育プラン (H28～R2)		いばらき教育プラン（延長） (延長期間は未定)										
龍ヶ崎市	第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (H29～R3)			延長		次期最上位計画（前期4年・後期4年） (R5.1～R13.3)							
	龍ヶ崎市教育プラン (H29～R3)			延長		次期龍ヶ崎市教育プラン（中間年度に見直し） (R5.4～R13.3)							
	第2次スポーツ推進計画 (H30～R4)												
	子ども読書活動推進計画（第3次） (H29～R3)												
	第1期 (H27～R1)	第2期子ども・子育て支援事業計画 (R2～R6)											

(4)計画の構成



5 次期龍ヶ崎市教育プラン策定体制

(1)庁内の策定体制

- 総合教育会議
 - ・ 市長及び教育委員会で構成
 - ・ 教育大綱及び教育振興基本計画に関して協議・決定
 - ・ 総合教育会議は市長が招集
- 庁議
 - ・ 教育大綱及び教育振興基本計画の重要事項について協議
- 教育委員会
 - ・ 毎月開催する教育委員会定例会において、随時、策定状況の報告・協議
- 庁内ワーキング会議
 - ・ 教育プランに係る各課等の長で構成
 - ・ 教育大綱及び教育振興基本計画の具体的施策、成果指標について協議

(2)市民参画による多様な意見収集

- アンケート等による意識調査
 - ・ 小中学生の保護者を対象にしたアンケート等の意識調査を実施
 - ・ インターネット市政モニター（Web モニ）アンケートの実施
 - ・ まちづくり市民アンケートの調査結果を活用
 - ・ 全国学力・学習状況、学校生活に関する調査等の小中学生に対する質問調査の結果を活用
- 団体等からのヒアリング調査
 - ・ 義務教育、子どもの健全育成、生涯学習、文化芸術に係る団体等からヒアリング調査を実施
- 市民懇談会
 - ・ 次期最上位計画策定時に行う市民懇談会に参加
- パブリックコメント
 - ・ 計画案に対するパブリックコメントを実施

6 次期龍ヶ崎市教育プラン策定スケジュール

次期龍ヶ崎市教育プランの策定スケジュールは、別紙のとおり

